

例 公的年金からの特別徴収が継する方で公的年金に係る税額が60,000円(1年だけ36,000円)の場合

年度	年税額	改正前		改正後	
		仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)	仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除の増など)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【改正前】
一度生じた不均衡が平準化されない

【改正後】
年税額が2年連続で同額の場合に平準化